

欧州社会モデルとは何か？

1. EUの社会保障制度の変革の動向（新欧州社会モデルの示すもの）

1992年、EUはマーストリヒト条約（欧州連合条約）を締結して、経済統合へのステップとしての、加盟各国への物価の安定性、政府の財務状態、為替相場の状況、長期金利に関する条件を掲げた。この数値目標がいわゆるマーストリヒト収斂基準である。

各国は経済分野での収斂基準を達成し、その上で経済統合が進められた訳である。経済統合は生産諸要素の域内流通の促進、障壁の撤廃を求めるので、生産要素の一つである労働力のEU域内の移動促進を前提に、労働市場の規制緩和が進み、雇用政策面での域内の統合（共通化）を不可避的に求めた。

しかしEU加盟国にとっては、マーストリヒト収斂基準からの縛りとして、一般政府部門の財政赤字は対GDP3%以内で無ければならず、3%実現のために、各国は社会保障費部分の削減が懸案となっていく。

またヨーロッパ共通の課題としての失業問題は、社会保障費、雇用保険費という企業の雇用コスト全体、賃金外労働コストの高さから新規雇用が停滞していると指摘され内部労働市場（企業の正規雇用者の退転職、新規雇用等）、外部労働市場（正規雇用に参加していない求職者の就職等）双方の硬直化が指摘されて、長期失業者の固定化が顕れていた。

この状況をふまえて、1993年12月「ドロール白書（成長、競争力、雇用—21世紀に向けての挑戦と方法）」が欧州理事会に提出され、さらに1993年11月「グリーンペーパー/欧州連合にとっての選択」に基づき行われた幅広い議論が取りまとめられた『社会政策白書』¹⁾（1994年）では、サッチャーらニューライト側の指摘を一部いれつつ、新しい基本路線、いわゆる欧州社会モデルを提示することになる。

欧州社会モデルは、西欧福祉国家路線の改訂的継承と理解されているように、その雇用戦略において「激しい競争原理の下では弱者が社会から排除される危険性が高い事を考慮し、排除ではなく仕事を通じて国民全体を社会的に統合する連帯の道を選択した²⁾」との基本スタンスを示している。労働市場の柔軟化を通して所得を保証しようというのである。

欧州社会は、経済成長、競争力を維持しつつ、仕事を軸にした社会統合、つまり新しい貧困、『社会的排除』の解消、「社会的包摂（social inclusion）」を社会政策改革のキーワードとして、雇用政策、雇用戦略を軸に「社会包摂のための社会政策の転換」を進めて動き出したわけである。

2. EUにおける雇用の位置づけと福祉制度

上記欧州社会モデルでは雇用政策と社会統合政策（社会的排除への政策）が同じ政策の盾の両面であるという³⁾。この事は社会福祉サイドからみると、社会的排除という新しい貧困、その生活問題の解決を巡って、『福祉から雇用へ』とされる制度改革の方向づけがなされたわけである。構図としては生活保護と失業給付の乗り入れを図るという、『社会

扶助（公的扶助）制度』と『失業給付制度』とをワーク・フェア的な仕組みに変えようとするものである⁴」と指摘される。福祉、雇用等の政策ミックスが図られる動きである。

ワーク・フェアとは福祉 (welfare) と就労 (working) をあわせて作られた言葉だが、「社会扶助給付の見返りとして、人々に就労を要求するプログラム或いはそうした体制」と定義されている⁵。しかし今日では広範な政策を示しており各国で進行している就労と福祉の再編の様々な政策傾向を呼んでいる⁶が、イギリス、ブレアの第三の道、デンマークのアクティベーション⁷、フランスの労働者保護的な政策動向などが指摘される。

ドイツでも 2003 年抜本的な労働市場改革（ハルツ改革）が表明され「経済政策と一体的に行う事を企図して、労働・社会省の労働部門を経済省に合体して、経済・労働省とした⁸。」との動きの下、2005 年 1 月から改革の中核、ハルツIVが実施された。

それまでドイツでは長期失業者は、「期限の無い失業扶助を受け取り、また社会扶助は失業扶助とは関連付けられずに給付されて来た」というのだから、この厚い社会保障を頼っていたわけである。それが「失業手当の給付期間を過ぎた後に給付されてきた『失業扶助』と『社会扶助』を新たに設ける『失業手当Ⅱ』に一本化した。」との変更により、長期失業者はこの失業手当Ⅱの受給者となった。そして一定の収入までの失業手当を受給し続けるためには、公共・福祉部門の提供する 1 時間 1 ユーロ（時給 100 円内外）の仕事に従事した場合に限るとの転換がなされたのである。

IFSW（国際ソーシャルワーカー大会）の分科会（諸要求に挟まれた社会制度：基本的ニーズと社会保障の制定基準）において、この 1 ユーロジョブをめぐってドイツの現場のソーシャルワーカー達は激しい議論を展開していたが、それはまさに、ワーク・フェアをどう進めるか、労働政策(就労支援)と福祉政策の政策ミックスは、どのようなルールを持って統合されるかの議論であり、それが問題の核心であった。

¹厚生労働省 「1995 年海外労働情勢」 第 3 章第 1 節 1 (2) 社会政策に関する白書 P1
<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpyj199501/b0058.html> 06/10/30

²JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training 労働政策研究報告書
2004 「先進諸国の雇用戦略に関する研究サマリー」 P3 16-18 行目
http://www.jil.go.jp/institute/reports/2004/documents/003_summary.pdf 06/10/30

³濱口桂一郎 「労働を中心とする福祉国家の構想」 P5 後から 7 行目
<http://homepage3.nifty.com/hamachan/researchcenter.html> 06/10/30

⁴土田武史 「ドイツにおける社会保障改革の動向」 P4
http://www.mrisys.net/myilw/publication/pdf/54_01.pdf 06/10/20

⁵比嘉宗平 「ワークフェア政策の射程」 立命館法政論集 第 4 号 (2006 年) P330
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/hosei-4/higa.pdf> 06/10/30

⁶ 同上 P331

⁷同上 P335

⁸土田武史 「ドイツにおける社会保障改革の動向」 P4

http://www.mrisys.net/myilw/publication/pdf/54_01.pdf 06/10/20